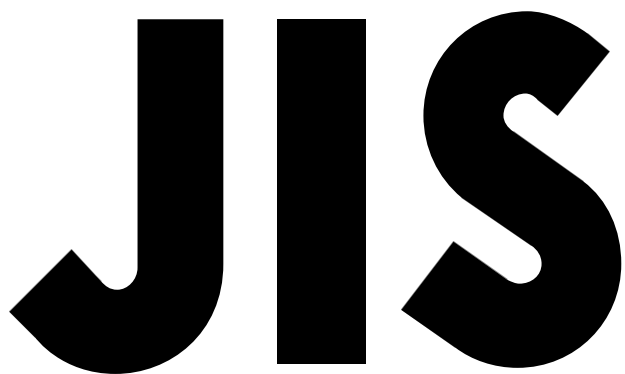




機器用スイッチー
第 2-1 部：コードスイッチの個別要求事項

JIS C 4526-2-1 : 2021

(JEWA/JSA)

令和 3 年 12 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	熊 田 亜紀子	東京大学
(委員)	青 木 真 理	川崎市地域女性連絡協議会
	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	加 藤 正 樹	一般財団法人電気安全環境研究所
	菅 弘史郎	電気事業連合会
	高 尾 登	IEC/ACTAD 国内委員 (東京電力ホールディングス株式会社)
	藤 原 昇	一般社団法人電気学会
	松 岡 雅 子	株式会社 UL Japan
	山 田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会
	渡 邊 信 公	一般社団法人電気設備学会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 12.3.20 改正：令和 3.12.20

官 報 掲 載 日：令和 3.12.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本配線システム工業会

(〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町 13-4 第 11 村上ビル TEL 03-5640-1611)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 熊田 亜紀子)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 一般要求事項	3
5 試験に関する一般情報	3
6 定格	3
7 分類	4
8 表示及び文書	4
9 感電に対する保護	5
10 接地接続の手段	6
11 端子及び端子部	6
12 構造	6
13 機構	12
14 固形異物、水の浸入及び高湿状態に対する保護	12
15 絶縁抵抗及び耐電圧	12
16 温度上昇	12
17 耐久性	12
18 機械的強度	12
19 ねじ、通電部品及び接続	13
20 空間距離、沿面距離、固体絶縁及び剛性プリント配線板アセンブリのコーティング	14
21 耐火性	14
22 耐食性	14
23 スイッチの異常動作及び故障状態	14
24 スイッチの構成部品	14
25 EMC 要求事項	14
附属書	19
附属書 JAA（参考）JIS と対応国際規格との対比表	20
解 説	21

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本配線システム工業会（JEWA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 4526-2-1:2016** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 4526 規格群（機器用スイッチ）は、次に示す部で構成する。

JIS C 4526-1 第 1 部：通則

JIS C 4526-1-1 第 1-1 部：機械式スイッチの要求事項

JIS C 4526-1-2 第 1-2 部：電子式スイッチの要求事項

JIS C 4526-2-1 第 2-1 部：コードスイッチの個別要求事項

機器用スイッチ

第 2-1 部：コードスイッチの個別要求事項

Switches for appliances—Part 2-1: Particular requirements for cord switches

序文

この規格は、2018 年に第 3 版として発行された IEC 61058-2-1 を基とし、我が国の配電事情を考慮し、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

この規格は、JIS C 4526-1:2020 と併読する規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書 JAA に示す。

1 適用範囲

置換（適用範囲は、JIS C 4526-1:2020 の箇条 1 全てを、次に置き換える。）

この規格は、JIS C 4526-1:2020 に規定する機器用スイッチのうち、定格電圧が 250 V 以下、定格電流が 16 A 以下で、家庭用又はこれに類する用途の電気機器及び他の装置の操作又は制御に使用し、手、足又は他の人の動きによって作動する機械式又は電子式のコードスイッチについて規定する。

この規格全体を通して、“機器”という用語は“機器又は装置”を意味する。

これらのコードスイッチは、人によってアクチュエータを介して、又は検出ユニットの動作によって操作することを意図する。アクチュエータ又は検出ユニットは、スイッチと一体となっても、スイッチから物理的又は電氣的に分離して準備されていてもよく、アクチュエータ又は検出ユニットとスイッチとの間には、例えば、電気、光、音又は温度のような信号の変換を含んでもよい。

スイッチング機能によって管理された追加の制御機能を内蔵するコードスイッチも、この規格の適用範囲を含む。

この規格には、アクチュエータ又は検出ユニットの動作が、遠隔制御又はドアのような機器の一部によって行われるようなスイッチの間接操作を含む。

電子式コードスイッチについては、完全断路又はマイクロ断路を行う機械式スイッチと組み合わせてもよい。

注記 1 対応国際規格の注記 1 は、許容事項であるため、本文に移した。

注記 2 電源回路にある、機械式スイッチをもたない電子式コードスイッチは、電子的断路だけを行う。したがって、負荷側の回路は常に充電部とみなされる。